

## 「奥羽の杜」ホームページリニューアル業務委託仕様書

### 1 業務委託名

「奥羽の杜」ホームページリニューアル業務

### 2 業務の目的

本市では、地域経済をけん引するロールモデルとなる起業家の輩出や社会課題に対して持続可能な解決に挑戦する社会起業家の育成など、起業支援施策の充実に取り組んでいる。

さらに、本市に起業人材や首都圏等からの投資や支援の呼び込みを目指し、「奥羽の杜」ホームページを作成し、起業支援施策の情報発信を行ってきたが、他都市に比べ、本市の取り組みに対する認知度が低いという課題がある。

本業務では、本市の起業支援施策の情報や起業家の活動をより効果的に発信するため、「奥羽の杜」ホームページの内容をリニューアルし、利用者が求める情報へのたどり着きやすさ、デザイン性を重視した視覚的な見やすさなど、分かりやすさや機能性・利便性を向上させることにより、本市の起業支援施策の更なる浸透を図る。また、英語ページも作成することで、外国人起業家に対しても本市の起業支援の取組みを発信し、多彩な起業家が集結するイノベーション都市を目指す。

### 3 基本方針

本業務は、現行ホームページの課題分析、デザイン及びテンプレートの作成、英語ページの作成、コンテンツ・マネジメント・システム（以下、CMS）の導入構築・運用、操作マニュアルの作成等、リニューアルに伴う総合的な提案を行うものとし、以下の方針に沿ってリニューアルすること。

#### (1) 「奥羽の杜」ホームページ構築の総合提案

- ・現行サイト (<http://sendai-startups.org/>) の分析や既存コンテンツの見直しを行い、改善策と新たなコンテンツや機能の追加を提案すること。
- ・本仕様書は本市が最低限必要と考えているものであるが、受注者は専門的な立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案を積極的に行うこと。

#### (2) マルチデバイス対応

スマートフォンやタブレット端末等を含めたあらゆるデバイスに応じて、ホームページが最適化され、操作しやすい仕組み・デザインを構築すること。

#### (3) ユーザビリティ

利用者の誰もが目的の情報に快適にたどり着くことができるサイト構成・デザイン・レイアウト・カテゴリ分けに配慮すること。また、容易に目的の情報にたどり着くために十分な検索機能、閲覧しているページに関連する情報をわかりやすく表示する機能を提案すること

#### (4) 作業効率の向上

ページ作成についての専門知識を持たない職員でも編集が可能な CMS の導入と運用ガイドラインの整備を行うこと。また、人為ミスを極力防ぐようなコンテンツ管理機能を有すること。

## 4 本業務内容

### (1) 現行ホームページのデザイン及びテンプレートのリニューアル

- ・サイトの全体構成、掲載項目の整理、利用者のアクセシビリティ、ユーザビリティを考慮し、標準化・統一化されたデザインとすること。
- ・作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計・開発を行うこと。
- ・デザインを作成する上で必要な画像、アイコン等はすべて受託者が用意すること。ただし、本市が保有している写真等も活用できるものとする。なお、使用する著作物については、適切に著作権の管理がされていること。

### (2) 英語ページの作成

日本語サイトのデザインと同一のページを作成すること。なお、掲載記事の英語翻訳は本市が対応する。

### (3) CMS の導入構築・運用

- ・受託者は、WordPress で構築されている本 Web サイトの CMS の運用を行う。なお、新たなシステム構築や機能の実装作業についての提案も可能とする。
- ・コンテンツ等のデータを移行する際は、最適な方法を提案すること。
- ・HTTPS による安全な通信を確保することとし、SSL 証明書の発行費用は本業務の委託料に含まれるものとする。なお、SSL 証明書の発行料としては、50 千円程度を見込んでいる。

### (4) Web サイトの保守・運用

- ・委託契約期間内において、Web サイトの保守・運用を行うこと。
- ・Web サーバの定期的な保守点検およびバックアップを実施すること。
- ・障害発見時には迅速に本市担当者へ連絡を行い、障害への対応について調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- ・Wordpress のセキュリティアップデートの対応およびプラグインのアップデートの対応をすること。
- ・受託者は、Google Analytics によるデータ計測を毎月 1 回実施し、その結果を取りまとめ本市に報告する。

### (5) 受託候補者提案 Web サイト認知度向上施策の実施

受託候補者がプロポーザル時に提案した Web サイトの認知度向上施策の実施事項及び実施方法について、本市と打合せを行い調整し、実施する。実施は委託期間内に完了するものとし、実施費用は原則として本業務の委託料に含むものとする。

### (6) CMS 操作マニュアルの作成

本マニュアルは CMS パッケージに標準で付属するものではなく、本市における運用の事情や要望を反映し、平易な言葉を使用して一連の操作方法を解説すること。

### (7) 成果物の納品

- ・上記(1)から(6)までの業務実績を取りまとめ、コンテンツデータ及び総括報告書を作成し、A4 縦の紙媒体及び電子媒体で納品すること。
- ・総括報告書においては、本市が本業務により目指す、本市が国内外の起業家にとって魅力的な

都市であるという情報発信について、業務実績に関する分析・評価及び次年度以降の方策等の提案を行うこと。

(8) その他

- ・本業務内において本市が担当することとなった資料の作成等や、本業務とは別に本市が行う起業支援に係る施策の情報発信に対し、アドバイスをを行うとともに、必要に応じて本業務との連携を図るよう努めること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、本市の個人情報保護制度及び行政情報セキュリティポリシーに従い、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を整備すること。
- ・本業務の公共性に鑑み、受託候補者は透明性、公共性を確保して業務にあたること。

## 5 委託料の減額

業務の実施内容を提案書や仕様書等の関係書類と照合し、当該関係書類に記載された具体的な指標等に対して、明らかな不足があると本市担当が判断する場合は、協議の上、契約変更により契約金額の減額を行うものとする。

## 6 委託期間・スケジュール

- (1) 契約締結日から令和3年3月31日までとする。
- (2) 令和3年2月中旬より新サイト試行運用を開始し、本運用は令和3年3月中旬とする。

## 7 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合は、その賠償の責任を負うものとする。

## 8 その他の留意事項

- (1) 本仕様書及び契約書に定めのないものは、本市及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について本市と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時本市に報告するとともに、定期的に関催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。
- (5) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項

(<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai.html>) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

- (6) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。